

## 十一・十二世紀イングランド宗教生活における聖と俗

山代宏道

十一・十二世紀西歐において「グレゴリー改革」に代表される教会改革運動は、同時代の英国宗教生活に対してどのような影響をもたらしたのであろうか。小論においては、教会、宗教生活と世俗世界との結びつきをめぐって引き起こされる二つの問題、すなわち共同体的律修生活と聖職者の結婚禁止のための運動を検討することにより、この疑問解明のための一助となそうとするものである。その際、前者については大陸におけるシト派修道院の設立と密接に関連づけられながらも、英国固有の伝統に基づく宗教的共同体の形成が志向されたという側面も認められるのであり、後者の場合ノルマン征服前後における宗教生活上の変化を考察すると共に、グレゴリー改革、ノルマンディーにおける聖職者結婚の実情を検討する必要性があると考えられる。

十一世紀西歐における律修的・禁欲的生活行動における変化は、世俗世界、世俗的諸価値の拒絶ということにより特徴づけられる。一般社会的には、それは教会・国家間の関係、聖職者の地位・属性をめぐる「グレゴリーの」理念によりひき起こされた。律修生活との関連においては、修道院の規律の形式的連続と過剰な儀式的行為

を拒絶し、修道院共同体・世俗社会間の複雑な相互関連・相互依存の拒絶によりもたらされた(D.B.45)。その禁欲的運動の代表的例がシト派修道院での生活であるが、それは単に「世俗世界の広い道」のみではなく、「それほど厳しくはない修道院の道」からも退くことであり、その「先例のない厳格さ」は社会全クラスに対して力強いアピールをなした。<sup>(4)</sup>

しかし律修的・禁欲的(苦行者的)生活といえども完全に世俗世界から分離されるものではない。職業的・教会的・家族的関係はパトロネジの執行や恩恵の及ぶ範囲に影響を与え、そのことはより古いベネディクト会士の共同体のみではなく、より新しい聖堂参事会員や修道士達の社会においても明白に見られる。<sup>(5)</sup> 新修道会の間においてさえ昇進や昇級は出身や家族的つながりとまったく関係がないわけではなかった。シト派修道会にしてもその初期に、ブルグンデイー公オドからパトロネジを受けている。こうした世俗世界との関係は新修道会に對し、異常なほどの成功・現象的拡大をもたらしたそれを望ましい状態であるとは考えず、社会的・家族的きずなをすべて放棄し神への奉仕と崇拜に献身することを目的として、孤立し

た苦行者的生活を求める人びとも現われた。社会的・制度的成功はかれらの理想とは相容れないものであり、かれらは発展する律修的共同体に対するすべての責任を放棄して穩棲を求めたのである。

結論的にいえば、ヘイカーはこのような穩者的・苦行者的生活によりも、共同体的律修生活のうち「天国への最も確實な道」を示しうるダイナミズムと潜在力が存在していたと認識するのである(DB, 59)。かれは、共同体的律修生活を主張したAlexander, ab. of Kirkstall を紹介している。アレクサンダーは穩者的生活に関して自己の意志・人数の欠如に固有な危険性と、司祭をもたない俗人達と同じく指導者不在の弟子達でいることの危険性を指摘しながら、より偉大な完成とよりすぐれた宗教形態実現のため、禁欲的生活において訓練を受け教育された精神的指導者により自己の意志が導かれるような厳格な共同体的律修生活を主張する。それこそはまさに禁欲的生活内部における秩序と正統性を配慮し、責任を引き受ける用意のある精神的態度であり、まったくベネディクト的であるといえぬ。(DB, 50)。

ヘイカーはこの時期の英国北部における宗教的復興(8)に注目し、それが Wulfstan of Worcester や Aethelwulf of Evesham の治める厳格な共同体生活の中において、アングロ・サクソンのキリスト教(英国におけるベネディクト)の偉大な伝統が継承されれば復興へのイニシアティブが取られた、と主張する。そこにおいて律修的共同体の再建が目ざされ、最初から受け入れられた補充員に教育がほどこされ、共同体的清貧と禁欲生活の一形態が実現されたのである(DB, 52)。

世俗世界とのつながりをもつこうした律修共同体においては、その内部における精神的指導責任と共に現実的責任がその指導者に要請されてくる。Adwin や Reinfrid はこうした関わり・負担を避けた例であるが、両種の責任を引き受ける用意のあった人びともいる。しかし双方の共通点は、共にその理想実現の場を穩者的生活にではなく律修的共同体に求めていた、ということである。

既述したように、ヘイカーは「天国への最も確實な道」を示すこととなる契機をこの厳格な律修的共同体の中に見出すのであるが、それはどのような点においてであるかが問われねばならないであろう。著者はStephen of Eaton を紹介する。かれはRomainesの修道院長であったが、キリスト生涯について極めて人間的関心をもち、母と息子の関係についての敏感で人格的な理解を示している。かれはその関係の人間の側面を強調することにより、それをかれの修道士達にとって知覚できるもの接近しうるものとした(DB, 56)という事実にはヘイカーは注目している。Stephen の示す特質は強度に自己中心的な穩者の苦行者的生活と対照をなす。個人のための完全な隔離を求めることなく、精神的指導の必要性とそれに対する義務を認める十二世紀の改革された禁欲的修道院生活の内部において、多数のための精神的救済が追求されたのである。ヘイカーは、そこにおける理想こそキリスト教社会全体にとってより魅力的・より「有用的」(DB, 55)であると考ええる。

こうした共同体的律修生活のうちに、またそこで実現される禁欲的精神性のうちにこそ、穩者的生活には欠けているダイナミズムと潜在力が存在した。それらはキリストを普通の信仰ある人びとにと

って接近しうるものにする試みにおいて、すべてのキリスト教徒の普遍的神聖家族 (a general holy family) (DB, 57) をつくるのに貢献した。そうすることによって、「天国への最も確実な道」を示したのである。

一方、律修共同体・修道院はそれらが位置する世俗社会と完全には分離されなかつたことは既述したとおりであるが、在俗教会 (司教座聖堂参事会・教区教会を含む) においては、より一層教会と世俗社会との関係が問題になる。十一世紀の教会改革者達がシモニー (聖職売買) を禁止し、世俗権力による教会支配の排除を主張する時、家族的結びつきを生み出す聖職者の結婚という問題が再び提起され、その廃止をめざす運動が展開された。聖職者結婚に対する攻撃は、この時期の新しい秘蹟神学と密接に結びついていた (CB, 73) ことも注目されるのである。

しかし、教会改革者達が聖職者結婚に関して攻撃したのは、とりわけそれが聖職者達をこれらの世俗的環境へと同化しがちであるという点についてである。結婚は子供をつくり、世襲相続への欲望を生み、聖職禄は父から息子へと伝えられ、ますます世俗的封のごとくになっているという事態に起因する批判であった。教皇ウルバン二世は十一世紀末、司祭の息子達の叙品を禁止する教会令を発した。また教皇アレクサンダー三世は、既婚聖職者の叙品に必要な貞潔宣誓は夫と妻の両者によりなされねばならないこと、妻が生存中は彼女が修道院に入らないかぎりいかなる既婚聖職者も司教位へと昇進できない (CB, 74) という規定をなしていた。

さらに一二三三年ラテラノ公会議において、高位品級のすべての

聖職者は結婚を禁止され、かれらが入ったいかなる結婚もこわされるべきであることが規定される。ブルックはこのあたりに、聖職者結婚の衰退そして独身生活への移行の時期を設定しているようである<sup>(14)</sup>。かれは、独身生活の問題を扱っているグレゴリー九世の『教皇教書』に含まれるインノセント三世前までの十二世紀教皇達の三〇と、その他約三九の教皇教書のうち四四が英国の問題を扱っているその割合に注目する。さらに教皇アレクサンダーがしばしば既婚聖職者のみではなく英国教会における世襲相続の頻発を非難していることは、この時期、独身生活の問題が英国においてとりわけ激しかったことを示唆するものである、と理解している。しかし、十三世紀後紀後半までには上位品級における既婚聖職者は例外的問題になるようであり、たとえ既婚聖職者が十一世紀英国において一般的であったとしても、グレゴリー改革は二世紀間にわたって相当な影響力をもつことになったのである。

ブルックの関心は英国における独身生活のための闘いとその成果に向けられ、社会的制度としての聖職者結婚を検討するものである。しかし、聖職者結婚について可能なかぎり具体的な研究をめざすがゆえに、著者の関心は主として上位聖職者に限られねばならなくなる。かれは、司教・司教座聖堂助祭 (archdeacons) ・聖堂参事会員 (canons) ・すべての律修聖職者 (regular clergy) を上位聖職者に含め、聖堂区聖職者 (parish clergy) の下層部分 (rank and file) を下位聖職者に含める (CB, 77)。

独身生活のための運動の成功を最も具体的に示唆する一例として、ブルックは一〇六六年に修道士達は約千人余りいたが、一二〇〇年

までには律修聖職者の数がおそらく十倍以上に増加していた事実をあげている。大陸においては、ピーター・ダミアンやヒルデブランが、すべての宗教的共同体と共存可能なすべての聖職者達を、認められた生活規律・貞潔と服従の誓いに基づいたそして共同のうちに生活される施設へと移行させる運動を展開していた。その結果西欧中に多数のアウグスティヌス派聖堂参事会が形成されたのである<sup>(19)</sup>が、英国においても、一〇六六年に存在した六六の聖堂参事会は一二〇〇年までには約半数が押し流され、實質的にはすべてが一種の律修的制度へと移行・吸収されていた。そのうち十三は律修聖堂参事会になっていた(CB, 79)のである。

このように一〇五〇年から一二〇〇年の間に、英国において律修・在俗をとわず上位聖職者達の人数はいく倍にも増加する。その増加の原因は聖職がより人気を得たこと、下位聖職からの上昇がより容易であったことに求められる。ダミアンや聖ベルナルの呪文の下に聖職の魅力は非常に強力であり、その増加分は主として上層クラスからやってきたと理解される。この時期、教育と学問の水準は革命的前進を遂げつつあり、修道士や教養ある聖職者であることは流行的であった。

十一世紀前半の英国における上位聖職者は多教国王聖職者の中から引き出されるようになる。この時期少くとも三四人の名前が知られているが、そのうちの十五あるいは十八名は英国出身者ではなかった<sup>(22)</sup>。この事実からブルックは、英国教会がそれ自身の資源に基づいて顕著な在俗聖職者集団を支えるようには組織化されていなかった、と想定している。さらに、エドワード王の下では聖堂参事会員

聖職祿制度 (Grubndal system) は存在していなかった。しかし、征服以後国王聖職者が土地の賦与により支えられることはおそらく一般的なとなったのであり、その意味でも十二世紀英国在俗聖職者はノルマン征服の創造物であった、と考えられるのである。シモニストの典型と見られる大司教ステイガントにしてもかれが結婚していたという証拠は存在しないのであり、征服前英国においては聖職者結婚の例が少なかつたことは明白である<sup>(23)</sup>と示唆される。

ブルックは基本的に、いくつかの点においてノルマン人達は渡英後初めてかれらの特徴を最も明白に示したのである (CB, 86) との見解をもつ。一〇七六年の大司教ランフランクの既婚聖職者に対するゆるい規定にしても、それは英国の困難な背景を反映するものであると同時に、聖職者結婚の一般的であったノルマンディーの事情を反映し、先行する十年間におけるノルマン立法に基づく規定であったことが指摘される。一〇七六年に健在であった英国出身ウースター司教ウルフスタンが、かれの教区の既婚聖職者の取り扱いにおいてこの免除条項を利用しなかつた (CB, 84) 理由はこうして理解されるのである。

しかし、一〇六六年と一一二三年の間の英国高位聖職者の行為に関する具体的証拠は、かなりの部分がノルマン聖職者の間に認められる結婚の習慣に従ったことを明白に示す (CB, 90)。またそれらは、聖職者結婚・聖職祿相続と教会の社会的構成との間の明白な関連を示している。さらに一〇九〇年から一一二七年の時期に少くとも聖堂参事会員の四分の一が結婚していたことが知られている。そして少くとも八つの位階と参事会員聖職祿が父から息子へと移っている。

この情報はほとんどすべて St. Paul's の参事会員聖職者目録からのものであるが、そのの聖堂参事会員達が、この時代の英国聖堂参事会のうち例外的に家庭的であったと示唆する証拠は存在しないし、その習慣が英国あるいはノルマンディーに根をもつものであるかは判別しがたい。なぜなら、両民族共に既婚聖堂参事会員のうちに代表されていた (CB, 96) からである。

こうした聖職者結婚が実際いつ頃例外的となったのか、その時期を正確に示すのはむずかしい。しかし十一・十二世紀の英国、ノルマンディーにおいて昇進後に子供をもうけた司教の事例は知られていないのであり、一〇五〇年から一二〇〇年の間に子供をもっていたと知られる高位聖職者達の大多数は、遅くとも一一三〇年頃までにはかれらの家族をもっていた。そして、十二世紀中頃までには聖職者結婚の著しい減少が認められるのである (CB, 90)。

それではこの結婚制度はいかにして衰退したのであったか、が問われねばならないであろう。部分的には、それは単に時間的経過と教会改革者達の攻撃のゆえであった。すなわち、社会的革命は成就するためには時間を必要とするのであり、その攻撃は一一二〇年代に激しくなったということである。しかしそれにもましてブルックが注目するのは、初期十二世紀西欧全体における学問の復興、とりわけ法律の研究・テクニクにおける復興である。それらは教会改革者達の刺激に多くを負うものであったが、裁判所組織を通じて教皇庁が非常に精巧につくられた法律制度を強化するのを可能にした。この時期に学校において教育を受けた世代は、教会法、それゆえ独身生活の規則を理解・尊敬することを学んでいたのである。

こうして、十二世紀二・三〇年代、聖パウロ聖堂において上位既婚聖職者はいまだ栄えてはいたが、はつきりと衰退する傾向にあった (CB, 96) のである。

以上述べてきたように、英国における共同体的律修生活のうちに人間的関心を見い出し、それのもつダイナミズムと潜在力が「天国への最も確実な道」を示すのに貢献したとするベイカーの主張も、法律研究の復興、その教育を受けた世代の出現による聖職者結婚の衰退を指摘するブルックの主張も、この時期の英国宗教生活が大陸における教会改革運動の影響をかなりな程度に受けていることを示唆している。さらに両者の主張は、当時の西欧においてみられる、われわれが「十二世紀ルネサンス」と呼ぶ運動と関連させて考察するならば、非常に注目すべき見解であるように思われる。

#### 注

- (1) 便宜上、イングラントを英国と略記。
- (2) 共同体的律修生活運動については主に、D. Baker, "The Surest Road to Heaven: Ascetic Spiritualities in English Post-Conquest", in Do. ed., *Studies in Church History 10, Sanctity and Secularity: The Church and the World*, Oxford, 1973, pp. 45-57. や中心に検討する。以下、省略著者各 DB 頁数のみ記す。
- (3) 聖職者結婚禁止のための運動に関しては主として C. Brooke, "Gregorian Reform in Action: Clerical Marriage in England, 1050-1200," (1st read, 1955), in Do. *Medieval Church and Society* :

- Collected Essays*. London, 1971. pp. 69-99. を中心に検討せよ。
- 以下、省略著者名 CB と頁数のみ記す。なおこの時期における英国教会に対する「グレゴリー改革」の影響を考察するには、英国教会の下部組織における宗教生活の実態を説明する必要がある。後期中世全般にわたる研究であるため概論的になる懸念はあるが、この二論文が参考になる。W. O. Ault, "The Village Church and the Village Community in Medieval England," *Speculum*, Vol. XLV, No. 2 (April 1970), pp. 197-215; J. Scammell, "The Rural Chapter in England from the Eleventh to the Fourteenth Century," *EHR*, Vol. LXXXVI (Jan. 1971), pp. 1-21. しかし、小論ではこの問題の解明にはたどり着かない。
- (4) シート会士達はすべての修道士達のモデルとなり、勤勉な人びとにとっては鏡、怠惰な人びとには激励であった。同時に新修道会は有力なパトロンにとっては別のアピールをもった。すなわち、キリスト教国の拡大する辺境や荒地におけるこれらの共同体の適合性、経済的有用性、教会法的生活様式の牧者的実用性、改革された生活様式に関する権限をもったものであったがゆえにである。DB, 46-47. Cf. R. W. Southern, *Western Society and the Church in the Middle Ages*. Penguin Books, 1973 [1st 1970], pp. 241-250.
- (5) ブロックは、ノルマン征服後英国の大部分の司教座聖堂参事会はすべての意味において「聖職者結婚を多く持ち込んだ」という意味において「まったく新しい創造物であった」と指摘している。CB, 80.

- (6) 十二世紀前半、ヨーク大司教サーマンの後継者選出において参事会の敵対関係、個人的・共同体利害、家族的勢力が影響を及ぼしていた (DB, 47) 事実を想起すべきである。さらにカンタベリー大司教選挙 (一一三三年) とウースター司教選挙 (一一一五年) をめぐっての修道士達と在俗聖職者 (secular clergy) 出身の司教達との間の対立に関する研究として、この論文がある。D. L. Bethell, "English Black Monks and Episcopal Elections in the 1120s," *EHR*, Vol. LXXXIV (Oct. 1969), pp. 673-698. このちがな対立に関連して、カンタベリー大司教選挙における司教側の代表としての重要な役割を果たした Roger of Salisbury についてこの本の研究が注目される。Cf. E. J. Kealey, *Roger of Salisbury, Vicarary of England*. Berkeley 1972. esp. pp. 118-145.
- (7) ノルマン騎士 Reinfrid, Aldwin, Aelfwing のちがな人びとである。DB, 48-9, 51.
- (8) 復興の中心地は Monkschester, Jarrow, Melrose, Wearmouth, Whitby などである。人びとが接近すべきところには離れていた。ノートなどを通じて、それらの場所が地方の共同体・領主達と結びついたので (DB, 51) 必ず注目すべきである。英国北部に於ける宗教的復興については Cf. D. Knowles, *The Monastic Order in England, 940-1216*. Cambridge, 1966 [1st 1940]. esp. pp. 159-171.
- (9) Aldwin, Reinfrid, Aelfwing は Jarrow, Whitby, Evesham 等の古イングロ・サクソンの修道院生活を経験していた。DB, 51.
- (10) これらの人びとを区別して分類してある。第一は Adam

of Meaux, Gervase ab of Iouth Park, Richard ab of Fontains の人びとであり、かれらは共同体内部の責任を容認する。しかしそれは精神的生活と個人的召命に優位性を与える限られた責任であった。第二は、世俗世界で訓練・教育され宗教生活へと入った人びとであり、Alfred, ab. of Rievaulx は、スコットランド宮廷で教育を受け世俗的統治の過程に親しんでいた人物である。かれの精神的召命・宗教生活の質は疑いえないが、その背景と訓練はかれにとって社会的関わりを当然のものとしていたのである。

DB, 53-4.

(11) それまでも副助祭以上の聖職者は、五世紀以来結婚を禁止られてきていたし、高位品級に入るすべての者は貞潔宣誓をなすことが規定されてきていた。CB, 70, 73.

(12) p・ダミアンは聖餐と司祭職の神聖性について、キリストが純潔な処女マリヤから生まれたごとく祝福された秘蹟におけるかれの再生は貞潔を誓った司教により祝福されねばならない、と主張していた。CB, 72. またグレゴリー七世は一〇七四年、敬虔な人びとは婦人との交わりをもつことが知られている聖職者のミサには出席すべきでない、と規定した。CB, 76.

(13) CB, 75. ラテラノ公会議にはカンタベリー大司教ラルフ、ヨーク大司教サースタンも召集されていた。Bethell, *Op. Cit.*, p. 678.

(14) 一一二〇年代を英国修道院・聖堂参事会の歴史における一転換期「危機」とも呼ばれる) *de auctoritate* の見解を示す論文に於て 前註⑥の Bethell 論文に N. F. Cantor, "The Crisis of Western Monasticism, 1050-1130," *AHR*, Vol. LXVI, No. 1 (Oct. 1960),

pp. 47-67. があつて。

(15) 残りのうち二〇が大陸のケースで、五は地域を判別できない。

CB, 76. ブルックは、英国において教皇教書が残存できるチャンネルを持ち、英国の司教達がかれらの諸問題をローマに提出するのにとりわけ活発であった (CB, 78) と指摘している。これは教皇庁と英国教会との結びつきを考察する際、注目すべき見解である。

(16) ブルックはしかし、下位聖職者間における改革者達の影響は非常に測りがたい (CB, 76) との留保を付している。

(17) もちろん、聖職者結婚は社会的制度としては不法であると認識されていた。ブルックは、いかなる時代にあつても不道徳であるともみなされるであろう行為に対して関心をもっているわけではなす。CB, 77.

(18) 司教座聖堂参事会の構成については、一一〇〇年頃司教座聖堂には三つの集団が付属していたようである。第一は、司教座聖堂参事会を構成していた参事会員達の集団であり、第二は、参事会の外部に存在するが参事会員として指名されるような聖職者達の集団であり、第三の集団は、聖職者ではあるが参事会員ではない人びとである。聖職者結婚の禁止の問題が主として関わるのは、これらの人びとのうち、聖アウグスティヌス戒律の下に共住生活を行なっていたような律修的参事会員 (regular canons) とは區別され、聖職者の保有者であり私有財産の所有者でもあったような secular canons である。 Cf. T. P. McLaughlin, "The Prohibition of Marriage Canons in the Early Twelfth Century" *Medieval Studies*, Vol. III (1941), pp. 94-100. esp. p. 99, n. 40.

(19) 後期十二世紀英国律修聖職者の半数以上はシントリー会士で、かれらは一二〇〇年には、助修士をも含めて五〇〇〇人以上であったと推定される。CB, 79.

(20) 今野国雄「十一・十二世紀におけるアウグスティヌス復活の一面—アウグスティヌス派聖堂参事会の起源と意義—」『中世思想研究』VI、一九六四年、一一—一七頁、同『西欧中世の社会と教会』岩波書店、昭和四八年、第三章参照。Cf. Southern, *Op. Cit.*, pp. 250-272.

(21) ブルックはグレゴリー改革の下位聖職者への影響に関し、聖職の最良部分は国王奉仕、聖堂参事会、そして特に修道院へとすくいと取られていたという可能性を示唆している。Cf. CB, 80.

(22) 三四名中、十七名が司教になった。英国以外の出身者のうち大多数はフランス、ロレーヌ地方出身者であり、三名がノルマン人であった。CB, 81.

(23) もちろん既婚者も存在したのであり、クヌート王のチャプレンの一人、スティガントの兄弟、リッチフィールド司教らがそれである。さらに周辺地域の証拠は多く既婚者の例を示す。St. David, Llandaf, 残存するウエイルズ修道院、ダラムにおける例がそれいふ。CB, 82-3.

(24) 将来いかなる聖職者も結婚してはならない。いかなる司祭あるいは助祭も、かれらが結婚してはいないとの宣誓なしには叙品されない。既婚の聖堂区聖職者はかれらの妻を保つことが許される。聖堂参事会員に対してのみまったく妻は禁止される (CB, 84) という規定である。

(25) Bethell は、司祭達の結婚や子供の誕生が時々叙品以前に起ったこと、しかし叙品そのものが結婚を許すために延期された事実を指摘している。Op. Cit., p. 675, n. 6.

(26) 世襲相続に関しては、一二二七年以前聖パウロ聖堂において七あるいは八のケースが知られ、それ以後一一五〇年頃までに二つ、その後はただ一つのケースが報告されている。もちろん地域的条件によりこの習慣根絶の速度が異なつたであろうと考えられるが、この時期は独身生活が上位聖職者を通じて一般化した時を示す他の証拠と非常によく符合するのであり、この点に関して、聖パウロ聖堂は英国そしておそらく西欧の多くの場所における事態を正確に反映していたと想定される。CB, 94.

(27) ブルックはこの他に、十二世紀ヨーロッパ社会におけるローマン的理想・女性に対する神聖な義務感情を引き起こす宮廷愛の隆盛、さらに結婚の結びつきの強化により、十二世紀中頃以後には結婚と内縁との相違が明白になり、婦人の立場からも聖職者結婚が困難になつた (CB, 96-9) ことを指摘している。